

- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに産山村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第153号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡波野村波野字上佐渡ヶ迫404から407まで、421（次の図に示す部分に限る。）、463の2
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 次の森林については、主伐は、択伐による。
- 字上佐渡ヶ迫404から407まで（以上4筆について次の図に示す部分に限る。）、421
- イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに波野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第154号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字川鶴2831の2・2831の3・2834・2835・2855の25・2855の26・2855の30・2869・2870・2871の3（以上10筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第155号

森林法（昭和26年法律第249号）第29条の規定により、次の森林を保安林予定森林にする旨農林水産大臣から通知を受けたので、同法第30条の規定により告示する。

平成15年2月21日

熊本県知事 潮谷 義子

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県阿蘇郡久木野村大字河陰字上尾崩3957の1・3957の8・3957の9・3957の18・3957の28・3959の5から3959の7まで・3959の16・3960の2（以上10筆について次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
- (1) 立木の伐採の方法
- ア 主伐は、択伐による。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び熊本県阿蘇地域振興局並びに久木野村役場に備え置いて縦覧に供する。)